

地域の自立・活性化活動支援事業について  
～地域の「元気」づくりに取り組みませんか～

「昔に比べて集落に元気がなくなった」「お互いの顔が見えなくなった」…  
地域の中で、こんな声は聞こえてきませんか？少子・高齢化が進む中で、知らず知らずのうちに、地域のあり方も変わってきています。

この事業では、地域の皆さんが、地域をもっと元気に、住みやすくするために自ら取り組む活動を支援します。一人ひとりが「住んでよかった」「ずっと住みたい」と思える、活力のある地域づくりに取り組みましょう。

●どんな支援ですか？

町内のコミュニティが、地域の自立・活性化のため新たに取り組む、又はこれまでの取り組みを拡充するソフト事業に対し、交付金を交付します。

また、役場職員の派遣など、人的な支援をします。

(1) 地域の自立・活性化活動支援交付金

ア 対象

地域の自立・活性化に積極的に取り組もうとするコミュニティ

(コミュニティとは、自治会及び自主的な意志によって構成する組織)

イ 支援対象

地域の自立・活性化のため新たに取り組むソフト事業、もしくはこれまでの取り組みを更に拡充するソフト事業

※ハード事業費(備品及び設備費等)及び食糧費については、原則として支援対象外です。ただし、次の範囲で事業遂行のためやむを得ない場合についてはこの限りではありません。

①ハード事業費 交付金額の2分の1以内

②食糧費 会合等での必要最小限の茶菓代

ウ 支援額

① 地域の自立・活性化のための事業

事業費の10/10 (交付金上限額 10万円)

② ①の事業のうちイベント開催・広域交流・景観形成等の活動

事業費の1/2 (交付金上限額 30万円)

エ 事業期間 1コミュニティあたり3年間を限度

## (2) 地域の自立・活性化のための役場の支援体制の整備

### ア 計画策定時の役場職員の派遣

自治会で活動内容を検討する段階から、要請に応じて役場職員を派遣し、相談、アドバイスを行うとともに役場との連絡役を努めます。

### イ 自治会から役場への相談体制整備

関係課が連携して自治会からの相談にのります。

### ●どんな活動が考えられますか？

- ・ 以前は行っていたが、中断されていた夏の盆踊りを復活させ、地域みんなが参加して夏祭りを行う。
- ・ 地域の伝統行事に加え、地引網をしたり、近隣の子どもたちにも参加範囲を広げて、拡充をはかる。
- ・ 子どもたちと一緒に、昔ながらのやり方で稲作体験を行い、田植え、稲刈り、稲こき、餅つきなどを体験する。

各地域の特性にあわせ、自分たちが「必要としている」  
「元気になる」活動を考えてみましょう。

### ●事業の流れは？

- ①事業の実施を希望する自治会が、活動内容や予算を記入した活動計画書を提出する。  
※第1回締切を5月22日（金）とします。締切以後も、随時受け付けます。  
※様式は、企画振興課までお問い合わせください。
- ②町において提出された計画案を審査し、支援対象事業を決定する。
- ③決定を受けた自治会は、交付金交付申請書及び実施計画書を町に提出する。
- ④町は、交付決定を行い、交付金を交付する。
- ⑤自治会は、事業を実施し、完了後、実績報告書を提出する。

#### 【担当】

役場 企画振興課 大野木

電話：0858-37-5864

ファクシミリ：0858-37-5339

E-mail：oonogi@e-hokuei.net